

公益財団法人富士靈園定款

公益財団法人 富士靈園

公益財団法人富士霊園定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人富士霊園（英文名 FUJI CEMETERY & GARDENS）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県駿東郡小山町に置く。

2 この法人は、必要に応じて従たる事務所を他の地区に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、霊園の経営を行い、霊の祭祀を行うとともに、緑豊かな環境の中で祖先崇拜の念を涵養し、特定の宗旨にかかわらず広く墓地需要者の求めに応じて供給の確保に努めるとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 墓地、納骨堂の設置・貸付及びその維持管理
- (2) 墓石等の販売及び祭祀に伴う斡旋等に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、日本国内において行う。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の二種とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために不可欠な財産とし、その内容は、理事会が定める。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 理事長は、この法人の基本財産の維持及び管理について、この事業の目的に沿って適正に運用する。

2 やむを得ない事由により基本財産の一部を処分するとき、基本財産から除外するとき、又は担保

に供するときには、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 理事長は、この法人の事業計画書、収支予算書、資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類について作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という)施行規則第48条の規定に基づき、事業年度毎に、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載する。

(長期借入金)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、現在理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計原則等)

第12条 この法人の会計処理は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会議長とする。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員会議長は、評議員会において選定する。
 - 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出る。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第16条 評議員に対して、各年度の総額が500万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 第49条に定める残余財産の処分

(7) 基本財産の処分、除外又は担保に供する場合の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款及び理事会で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、通知書面に記載した会議の目的である議案に関しない事項については、決議することができない。

(種類及び開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 21 条 理事長は、評議員会の日の 1 週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項及び法務省令で定める事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれに当たる。

2 評議員会議長に事故があるとき又は評議員会議長がかけたときは、その評議員会において、出席した評議員の互選により評議員会の議長を選出する。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 事業の全部の譲渡

(5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 24 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 理事のうち 1 名を副理事長又は 1 名を専務理事とすることができる。

4 理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事、常務理事及び理事会において選定された理事をもって同法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事（専務理事及び常務理事である業務執行理事を除く）は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なく

その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、理事会の議長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 4 副理事長は、この法人を代表し、その業務を執行し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 6 専務理事及び常務理事以外の業務執行理事は、常務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 7 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び理事会において選定された業務執行理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

第 31 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 32 条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 33 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 34 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益を相反する取引をしようとするとき。

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第 35 条 この法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、法令が定める非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第 36 条 この法人に必要な応じて、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、委嘱した理事長の在任期間とする。

5 顧問は無報酬とする。但し、その職務を行うために必要な費用の支払いを顧問に対してすることができる。

第 7 章 理事会

(設置及び構成)

第37条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第35条第1項の責任の免除

(理事会の開催及び招集)

第39条 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を報告するため、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるとき又は次の各号に該当する場合には、理事長は臨時理事会を招集する。

(1) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(2) 第30条第3項の規定により、監事から理事長に理事会の招集の請求があったとき。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集するときは、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、理事長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第 42 条 前条にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 29 条第 7 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印し又は法令が定める記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の多数による決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 14 条についても適用する。

(合併等)

第 46 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の多数による議決により、一般社団・財団法人法上の他の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 48 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 50 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 51 条 この法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 事業計画書及び収支予算書
 - (4) 資金調達及び設備投資の見込を記載した書類
 - (5) 評議員会及び理事会の議事録
 - (6) 事業報告書及び計算書類等
 - (7) 財産目録
 - (8) 監査報告書
 - (9) 役員等に対する報酬等の支給基準
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第10章 公告の方法

(公告方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 やむを得ない事由によって前項の電子公告をできない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は櫻井透とし、常務理事は中津川義博とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

枝見太朗	大森國裕	河村綱也	鯉沼宏治	鈴木富七郎
丹英司	中根階雄	藤井正雄	古家郁男	目黒克己

附則

1 この定款の一部変更は、評議員会の決議のなされた日（2012年12月6日）から施行する。

附則

1 この定款の一部変更は、評議員会の決議のなされた日（2015年12月10日）から施行する。